

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	大気汚染防止法	法令の番号	昭和43年法律第97号
不利益処分の種類	特定粉じん排出等作業の実施の届出に係る計画変更命令	根拠条項	第18条の18第2項
処分基準	<p>(1) 処分を行う場合 特定粉じん排出等作業の実施の届出があった場合で、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときに、届出を受理した日から14日以内に限り処分を行う。</p> <p>(2) 処分の内容、程度 届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずる。</p>		
	対応区分 1 弁明の機会の付与 2 聴聞の実施	処理機関 保健福祉事務所	交付機関 保健福祉事務所